

第72回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年3月25日（金曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）

場所

東京都港区芝浦一丁目1番1号

浜松町ビルディング 14階

当社会議室

目次

第72回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役9名選任の件	6
(提供書面)	
事業報告	12
連結計算書類等	32
計算書類等	38

証券コード 2325
2022年3月8日

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目1番1号
株 式 会 社 N J S
代表取締役社長 村 上 雅 亮

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主様の安全確保及び新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り書面又はインターネットによる議決権の事前行使をいただきますようお願い申し上げます。書面又はインターネットにより議決権を行使いただける場合は、お手数ながら後記及び当社ウェブサイトに掲載する株主総会参考書類をご検討いただき、3ページから4ページのご案内に従って、2022年3月24日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月25日(金曜日)午前10時
(当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。)
2. 場 所 東京都港区芝浦一丁目1番1号
浜松町ビルディング 14階 当社会議室
3. 目的事項
報告事項 1. 第72期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第72期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件

以 上

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇招集通知に添付すべき書類のうち次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。
- ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」
- 〇株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト	https://www.njs.co.jp
----------	---

議決権行使方法に関するご案内



■ 株主総会にご出席いただく場合

開催日時 2022年3月25日（金曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時00分）

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です。）
なお、株主でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができない株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます。）ので、ご注意ください。



■ 書面による議決権行使

行使期限 2022年3月24日（木曜日）午後5時30分到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、
切手を貼らずにご投函ください。



■ インターネットによる議決権行使

行使期限 2022年3月24日（木曜日）午後5時30分送信分まで

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/> にアクセスし、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。

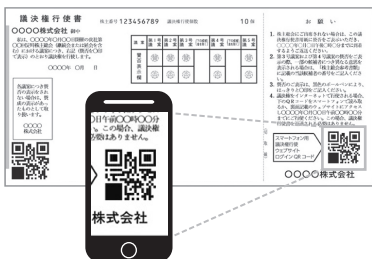
- (1) 行使期限は2022年3月24日（木曜日）午後5時30分までとなっており、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (3) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

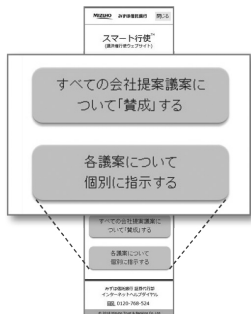
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

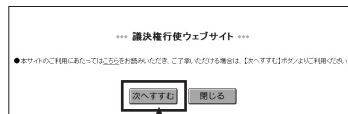
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

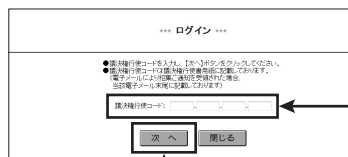
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

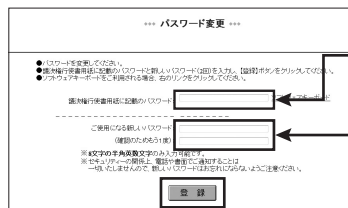
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 平日午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第72期の期末配当につきましては、株主様に対して業績に対応した配当を継続的に行い、長期的に安定した利益還元を行う当社の基本方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は334,725,685円となります。
これにより中間配当を含めた通期の配当金は、前事業年度比10円増の1株につき金65円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年3月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役 村上雅亮、秋山暢彦、増淵智之、谷戸善彦、若林秀幸、蒲谷靖彦、土屋 剛、藤川賢吾、山田雅雄、小幡康雄の10氏は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>村上雅亮 (1952年11月24日生)</p> <p>再任</p>	<p>1975年4月 当社入社</p> <p>2003年4月 当社東京総合事務所長</p> <p>2004年3月 当社取締役東京支社長</p> <p>2007年8月 当社取締役東部支社長</p> <p>2012年3月 当社常務取締役</p> <p>2014年2月 (株)エヌジェーエス・コンサルタンツ代表取締役社長</p> <p>2014年3月 当社代表取締役社長 (現任)</p> <p>2019年11月 (株)クリンパートナーズ須崎代表取締役社長</p>	15,620株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>村上雅亮氏は、代表取締役社長として当社グループの経営を担っており、強力なリーダーシップにより事業を牽引しております。また、報酬・指名諮問委員会の議長として当社の経営陣の選任・評価に関する透明性・公正性の向上に努めております。これらの実績と当社グループの経営全般に関する豊富な経験と知識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
2	<p>若林秀幸 (1960年9月3日生)</p> <p>再任</p>	<p>1985年4月 当社入社</p> <p>2004年3月 当社九州支社九州総合事務所下水道部長</p> <p>2007年3月 当社執行役員九州支社九州総合事務所長</p> <p>2013年4月 当社執行役員西部支社大阪総合事務所長</p> <p>2020年3月 当社取締役西部支社長 (現任)</p> <p>2021年6月 (株)クリンパートナーズ須崎代表取締役社長 (現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>(株)クリンパートナーズ須崎代表取締役社長</p>	5,400株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>若林秀幸氏は、当社に入社以来、下水道部門を中心とした業務経験を有し、執行役員西部支社大阪総合事務所長、取締役西部支社長を務めるなど、業務全般に精通しております。当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	かば や やす ひこ 蒲谷靖彦 (1965年7月7日生) 再任	1990年4月 当社入社 2009年4月 当社東部支社東京総合事務所設計三部長 2013年4月 当社東部支社東京総合事務所設計二部長 2015年4月 当社執行役員東部支社札幌事務所長 2020年2月 (株)NJS・E&M取締役(現任) 2020年3月 当社取締役管理本部長(現任)	1,000株
	【取締役候補者とした理由】 蒲谷靖彦氏は、当社に入社以来、下水道部門を中心とした業務経験を有し、執行役員東部支社札幌事務所長、取締役管理本部長を務めるなど、業務全般に精通しております。当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。		
4	つち や たけし 土屋剛 (1969年8月9日生) 再任	1993年4月 当社入社 2009年4月 当社東部支社東京総合事務所設計四部長 2013年4月 当社東部支社仙台事務所長 2014年4月 当社執行役員東部支社仙台事務所長 2020年2月 オリオンプラントサービス(株)取締役(現任) 2020年3月 当社取締役東部支社長(現任) 2022年2月 (株)FINDi取締役(現任)	1,300株
	【取締役候補者とした理由】 土屋剛氏は、当社に入社以来、下水道部門を中心とした業務経験を有し、執行役員東部支社仙台事務所長、取締役東部支社長を務めるなど、業務全般に精通しております。当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	<p>増 淵 智 之 (1964年11月6日生)</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立役員</p>	<p>1992年2月 日本ヒューム管(株) (現日本ヒューム(株)) 入社 2011年4月 日本ヒューム(株)経営企画部部长 2013年6月 旭コンクリート工業(株)社外取締役 2014年6月 日本ヒューム(株)取締役 2015年6月 旭コンクリート工業(株)社外監査役 2017年3月 当社社外監査役 2017年6月 日本ヒューム(株)常務取締役 2020年3月 当社社外取締役 (現任) 2020年6月 日本ヒューム(株)専務取締役 (現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 日本ヒューム(株)専務取締役</p>	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>増淵智之氏は、上場企業における長年の業務経験及び幅広い見識を有しておられ、2017年3月から当社社外監査役として、また、2020年3月からは当社社外取締役として当社の経営に有益な助言や監督をいただいております。これらのことから引き続き社外取締役候補者といたしました。今後も上場企業における業務執行経験をいかし、取締役会の透明性向上とガバナンス強化に貢献することを期待しております。</p>			
6	<p>藤 川 賢 吾 (1968年4月4日生)</p> <p>再任</p>	<p>1993年4月 当社入社 2005年4月 (株)エヌジェーエス・コンサルタンツ出向 2007年12月 同社転籍 2017年3月 (株)NJSコンサルタンツ技術一部部長 2017年12月 同社代表取締役社長 2020年11月 当社執行役員グローバル本部長 2021年3月 当社取締役グローバル本部長 (現任)</p>	800株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>藤川賢吾氏は、(株)NJSコンサルタンツ代表取締役社長として当社グループの海外事業の経営実績があり、現在は当社の取締役グローバル本部長として海外事業を牽引しております。これらの実績と経営やリスク管理に関する豊富な経験と知識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
7	やま だ まさ お 山 田 雅 雄 (1949年2月18日生) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立役員	2003年4月 名古屋市上下水道局長 2007年4月 同市副市長 2011年9月 中部大学客員教授 2012年4月 名古屋市立大学特任教授 (現任) 2013年6月 名工建設(株)社外監査役 2016年4月 当社社外取締役 (現任) 【重要な兼職の状況】 名古屋市立大学特任教授	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 山田雅雄氏は、名古屋市、大学教授等での豊富な経験及び幅広い見識を有しておられ、2016年4月から当社社外取締役として、客観的な視点や幅広い視野に立って当社グループの経営に有益な助言や監督をいただいております。また、報酬・指名諮問委員会の委員として公正な経営に寄与していただいております。これらのことから引き続き社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。 今後も上下水道分野の知見をいかし、取締役会の透明性向上とガバナンス強化に貢献することを期待しております。			
8	お ぼ た や す お 小 幡 康 雄 (1953年3月9日生) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立役員	1975年4月 日本鋼管(株) (現JFEエンジニアリング(株)) 入社 2004年4月 JFEエンジニアリング(株)エネルギー本部電力営業部長 2008年4月 同社常務執行役員 2009年4月 同社監査役 2011年4月 ジャパン・パイプライン・エンジニアリング(株) (現JFEパイプライン(株)) 代表取締役社長 2014年4月 JFEエンジニアリング(株)顧問 2016年4月 当社社外取締役 (現任)	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 小幡康雄氏は、上場企業における豊富な業務執行経験及び幅広い見識を有しておられ、2016年4月から社外取締役として、客観的な視点や幅広い視野に立って当社グループの経営に有益な助言や監督をいただいております。また、報酬・指名諮問委員会の委員として公正な経営に寄与していただいております。これらのことから、引き続き社外取締役候補者といいたしました。 今後も上場企業における業務執行経験をいかし、取締役会の透明性向上とガバナンス強化に貢献することを期待しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9	<p>小西みさを (1968年4月19日生)</p> <p>新任</p> <p>社外</p> <p>独立役員</p>	<p>1999年3月 ソフトバンク(株) (現ソフトバンクグループ(株)) 広報室課長代理</p> <p>2003年9月 アマゾンジャパン(株) (現アマゾンジャパン合同会社) PRマネージャー</p> <p>2011年2月 同社経営メンバー</p> <p>2013年4月 同社経営メンバー兼広報本部長</p> <p>2017年1月 AStory合同会社代表社員 (現任)</p> <p>2019年3月 aLLHANz合同会社代表社員 (共同代表) (現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 AStory合同会社代表社員 aLLHANz合同会社代表社員 (共同代表)</p>	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>小西みさを氏は、E-コマースの世界的企業であるAmazonの日本法人における経営メンバーとして活躍され、広報、IR、企業ブランディング、危機管理等に関する豊富な業務経験及び幅広い見識を有しておられることから社外取締役候補者いたしました。</p> <p>取締役就任後は、企業広報に関する経験をいかし、企業ブランドの構築を促進するとともに、取締役会の透明性向上とガバナンス強化に貢献することを期待しております。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 増渕智之氏、山田雅雄氏、小幡康雄氏及び小西みさを氏は、社外取締役候補者であります。
3. 増渕智之氏、山田雅雄氏及び小幡康雄氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって増渕智之氏が2年、山田雅雄氏及び小幡康雄氏が6年となります。
4. 当社は、増渕智之氏、山田雅雄氏及び小幡康雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、小西みさを氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告に記載のとおりであります。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、増渕智之氏、山田雅雄氏及び小幡康雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合、当社は引き続き各氏を独立役員といたします。また、小西みさを氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における国内外の経済は、新型コロナウイルスの感染拡大のもと、経済活動の停滞、サプライチェーンの混乱、インフレ圧力の増大など不安定な状態が続きました。一方で、英国で開催されたCOP26で世界の平均気温上昇を1.5度以内に抑えることが合意されるなど、気候変動に対する危機感の共有とカーボンニュートラルに向けた取組みの進展が見られました。

上下水道分野においては、7月に静岡県・神奈川県での大雨により熱海市において大規模な土石流災害が発生しました。また10月に、和歌山県にて供用中の水管橋が突然崩落する事故が発生しました。気候変動に伴う災害の備えの重要性とインフラの老朽化に対する管理の重要性を再認識させるものとなりました。

新型コロナの感染拡大や気候変動の深刻化など安全と健康を脅かすリスクが増大しています。感染対策、温暖化対策、災害対策の取組みとともに上下水道など生活を支えるインフラの重要性が高まっています。甚大化する災害の対策や脱炭素社会への対応を含めて機能の強化と効率的な管理が必要になっています。

これに対して当社グループは、「健全な水と環境を次世代に引き継ぐ」をパーパスに掲げた「NJSグループPLAN2030—脱カーボン時代の成長戦略」を策定しました。次世代の健康と安全を守る水と環境をつくるという理念のもとに、脱カーボンの時代をつくり、企業価値の向上と成長を実現しようとするものです。新しい時代のコンサルタント事業を拓くとともに、コンサルタントの枠を超えた幅広い技術とサービスを創出してまいります。

この結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、連結受注高は18,185百万円(前連結会計年度比3.4%減)、連結売上高は19,315百万円(同1.9%増)となりました。

利益面では、積極的な技術開発への投資及び生産性向上の取り組みにより、営業利益は2,758百万円(同11.7%増)、経常利益は2,859百万円(同14.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,929百万円(同13.3%増)となり、最高益を更新いたしました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

(国内業務)

国内業務については、インフラ再構築に向けた調査・設計業務、甚大化する災害に対応した防災・減災・強靱化業務、インフラの点検調査を効率化するインスペクション事業、官民連携事業を推進するPPP業務・オペレーション事業等に取り組んでまいりました。

この結果、受注高は16,612百万円(前連結会計年度比3.9%減)、売上高は16,156百万円(同4.9%増)、営業利益は2,483百万円(同4.4%減)となりました。

(海外業務)

海外業務については、アジア、中東、アフリカ等の新興国における水インフラ整備プロジェクトを推進してきました。

この結果、受注高は1,573百万円(前連結会計年度比2.4%増)、売上高は2,932百万円(同12.4%減)、営業利益は181百万円(前連結会計年度は営業損失205百万円)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は556百万円で、その主なものはインスペクション事業の拠点施設の建設予定地の取得であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の重要な資金調達はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	年 度	第69期	第70期	第71期	第72期
		(自. 2018. 1. 1 至. 2018. 12. 31)	(自. 2019. 1. 1 至. 2019. 12. 31)	(自. 2020. 1. 1 至. 2020. 12. 31)	(自. 2021. 1. 1 至. 2021. 12. 31)
受 注 高 (百万円)		16,684	17,831	18,827	18,185
売 上 高 (百万円)		18,265	17,341	18,951	19,315
経 常 利 益 (百万円)		2,893	2,311	2,507	2,859
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)		1,927	1,677	1,703	1,929
1 株当たり当期純利益 (円)		197.74	174.88	178.67	202.40
総 資 産 (百万円)		25,235	25,544	25,667	27,516
純 資 産 (百万円)		18,120	19,320	20,157	21,505
1 株当たり純資産額 (円)		1,858.94	2,026.16	2,112.60	2,250.65

- (注) 1. 第72期の営業成績の状況につきましては、前記の「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 第70期より株式給付信託 (BBT) を導入しており、株主資本の自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 N J S ・ E & M	100百万円	100%	上下水道事業体の運営管理支援業務、 上下水道会計処理業務・工務窓口業務、 施設管理業務
オリオンプラントサービス株式会社	30百万円	100%	公共施設向け電気設備全般の設計業務
日 本 X 線 検 査 株 式 会 社	11百万円	100%	鋼構造物及びコンクリート構造物の非 破壊検査及び診断調査
株式会社クリンパートナーズ須崎	30百万円	54%	須崎市公共下水道施設等の運営
株式会社北王インフラサイエンス	50百万円	90%	上下水道、農業用排水施設、発送電施 設、道路、橋梁、プラント等インフラ の調査点検事業
株 式 会 社 F I N D i	300百万円	90%	インフラ施設の点検、調査、解析及び 診断等のサービス、インフラ施設の点 検調査機器の開発、販売、賃貸及び保 守
NJS USA Inc.	507千米ドル	100%	米国における都市開発などのコンサル ティング業務
NJS ENGINEERS INDIA PVT.LTD.	49,600千 インドルピー	100%	インド国における上下水道拡張計画、 水環境改善事業、その他の総合コンサル ティング業務

(注) 株式会社F I N D i は、2021年5月17日付の設立に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

②事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

ポストコロナの安全と健康がより重視される社会、カーボンニュートラルの新しい社会に向けて積極的に取組み、企業価値の向上と企業成長を実現してまいります。

- ① インフラの老朽化への対応
健全なインフラの維持を目的として、インフラの定期点検、異常の早期発見、予防保全の実現、改築更新の最適化に取組みます。
- ② 自然災害の激化への対応
災害に強いまちづくりを推進するため、インフラの強靱化、雨水対策情報等の活用、被災施設の早期復旧、グリーンインフラの整備に取組みます。
- ③ 脱炭素社会の構築
温室効果ガスの排出削減のため、温室効果ガスの排出管理、省エネ・省資源化の推進、再生可能エネルギーの活用、脱炭素マテリアルの開発に取組みます。
- ④ 活力ある地域の創出
持続可能な地域の形成を目的として、官民連事業の推進、業務オペレーション事業、バンドリング事業、地域の資源活用を推進します。
- ⑤ 世界における安全な水と衛生の確保
進行する世界の水不足と環境悪化に対応して、上下水道インフラの整備、インフラの調査とリハビリ、現地企業との連携、現地人材の育成を推進します。
- ⑥ イノベーション
インフラのデジタルトランスフォーメーションを目的として、ソフトウェア、AI活用、IoT・ロボティクスの開発とサービス創出を推進します。
- ⑦ 働き方改革と人材育成
働きやすく生産性の高い職場をつくり、女性、外国人、異業種経験者など多様な人材の確保に努め、継続的な人材育成を推進します。
- ⑧ ガバナンスの強化
健全で透明性の高い経営を実現し、経営の機動性と効率性を高め、経営情報の積極的な発信とステークホルダーとの建設的な対話を促進します。

(7) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

日本国内及び海外で次の事業を行っております。

- ① 上下水道等のインフラのライフサイクルを通じたコンサルティングとソフトウェアの開発・提供
- ② 調査・設計・施工管理・経営コンサルティング
- ③ 防災減災対策、環境計画、環境アセスメント
- ④ 上下水道等の事業運営に関するサポート業務
- ⑤ 住民サービス・財務会計処理・総合施設管理
- ⑥ 企業会計移行・官民連携サービス・経営改善支援
- ⑦ 上下水道等の海外コンサルティング事業
- ⑧ 不動産の賃貸、売買及び管理

(8) 主要な拠点等 (2021年12月31日現在)

当社本社・支店等

本社 東京都港区芝浦一丁目1番1号
 支社・事務所 東部支社 (東京都港区)
 東京総合事務所 (東京都港区) 札幌事務所 (北海道札幌市)
 仙台事務所 (宮城県仙台市) 関東事務所 (埼玉県さいたま市)
 千葉事務所 (千葉県千葉市) 横浜事務所 (神奈川県横浜市)
 長野事務所 (長野県長野市) 静岡事務所 (静岡県静岡市)
 名古屋総合事務所 (愛知県名古屋市) 北陸事務所 (石川県金沢市)
 その他出張所22箇所
 西部支社 (大阪府大阪市)
 大阪総合事務所 (大阪府大阪市) 広島事務所 (広島県広島市)
 松山事務所 (愛媛県松山市) 九州総合事務所 (福岡県福岡市)
 その他出張所26箇所
 現地機構 マニラ事務所 (フィリピン国) コロンボ事務所 (スリランカ国)
 チッタゴン事務所 (バングラデシュ国) リマ事務所 (ペルー国)
 ドバイ事務所 (アラブ首長国連邦) アンマン事務所 (ヨルダン国)

主要な子会社

株式会社NJS・E&M
 本社 東京都港区芝浦一丁目1番1号
 オリオンプラントサービス株式会社
 本社 東京都台東区蔵前二丁目4番5号
 日本X線検査株式会社
 本社 東京都大田区羽田旭町2番19号
 株式会社クリンパートナーズ須崎
 本社 高知県須崎市潮田町3番15号
 株式会社北王インフラサイエンス
 本社 北海道帯広市東1条南3丁目14番地2
 株式会社FINDi
 本社 東京都港区芝浦一丁目1番1号
 NJS USA Inc.
 本社 米国コビーナ市
 NJS ENGINEERS INDIA PVT.LTD.
 本社 インド国プネ市

(9) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
934名	67名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
556名	22名増	43.0歳	15.2年

(10) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社静岡中央銀行	4,292千円

2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 10,048,000株（自己株式484,409株を含む）
 (3) 株主数 3,051名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 ヒ ュ ー ム 株 式 会 社	3,420千株	35.8%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	681千株	7.1%
CGML PB CLIENT ACCOUNT / COLLATERAL	600千株	6.3%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	576千株	6.0%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	248千株	2.6%
N J S 社 員 持 株 会	201千株	2.1%
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONGKONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841	174千株	1.8%
重 田 康 光	140千株	1.5%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 9)	130千株	1.4%
大 迫 英 子	102千株	1.1%

- (注) 1. 当社は自己株式484千株を保有していますが、上記大株主からは除いております。なお、当該自己株式には株式給付信託（BBT）が保有する当社株式30千株は含まれておりません。
 2. 持株比率は自己株式（484千株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村上 雅 亮	
常務取締役	秋山 暢 彦	
取 締 役	増 渕 智 之	日本ヒューム(株)専務取締役
取 締 役	谷 戸 善 彦	技師長兼開発本部長
取 締 役	若 林 秀 幸	西部支社長、 (株)グリーンパートナーズ須崎代表取締役社長
取 締 役	蒲 谷 靖 彦	管理本部長
取 締 役	土 屋 剛	東部支社長
取 締 役	藤 川 賢 吾	グローバル本部長
取 締 役	山 田 雅 雄	名古屋市立大学特任教授
取 締 役	小 幡 康 雄	
常 勤 監 査 役	寺 山 寛	
監 査 役	鈴 木 宏 一	日本ヒューム(株)取締役経理部長
監 査 役	渡 邊 貴 信	日本ヒューム(株)執行役員営業本部副本部長

- (注) 1. 取締役増渕 智之氏、取締役山田 雅雄氏及び取締役小幡 康雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役鈴木 宏一氏及び監査役渡邊 貴信氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役増渕 智之氏、取締役山田 雅雄氏及び取締役小幡 康雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役鈴木 宏一氏は、日本ヒューム(株)の取締役経理部長を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役豊口 直樹氏は、2021年3月26日に開催された第71回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と業務執行取締役等でない取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める金額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社の役員及び管理職であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を補償することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年3月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬・指名諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬・指名諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役会の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 基本方針

取締役の報酬体系は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個人別の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬と変動報酬から成るものとし、固定報酬は月額報酬により、変動報酬は賞与と株式報酬で構成し、それぞれ報酬・指名諮問委員会での審議を経て決定する。主に監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、固定報酬のみとする。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しています。

ロ. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）の変動報酬のうち賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、毎年一定の時期に支給する。賞与の額は全社業績評価及び個人業績評価に基づき決定する。全社業績及び個人評価の反映割合は役位ごとに決定する。全社業績評価は、報酬・指名諮問委員会で決定した事業年度業績指標の達成率を指標とする。

非金銭報酬は、株式給付信託により取締役（社外取締役を除く。）が在任中に付与されたポイント数に応じ、退任時に株式及び金銭に分割して給付する。在任中に付与されるポイント数は、毎年4月1日から3月31日を評価対象期間とし、各評価対象期間の末日にその時点で在任する取締役（社外取締役を除く。）に対し、報酬・指名諮問委員会にて妥当性を審議したうえで決定する。ポイントと給付する株式の数または額の換算方法、並びに給付する株式及び金銭の分割割合は取締役会が決定する役員株式給付規程による。

ハ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬、賞与及び株式報酬の割合は、報酬・指名諮問委員会で審議のうえ決定する。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、下表のとおりとする。

役位	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
	固定報酬	賞与	株式報酬
代表取締役	70%	23%	7%
常務取締役	70%	23%	7%
取締役	75%	19%	6%

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1997年6月27日開催の臨時株主総会において年額270百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は15名（うち社外取締役は1名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年3月26日開催の第69回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度に基づく報酬等の限度額につき、3事業年度を対象として合計1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2003年3月27日開催の第53回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長村上雅亮が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額、各取締役（社外取締役を除く。）の業績評価に基づく賞与の額並びに株式報酬における付与ポイントの数であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の業績評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

当社は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、個人別の報酬額または数の決定を代表取締役社長に委任するにあたり、代表取締役社長の決定の妥当性を報酬・指名諮問委員会に諮問し妥当であるとの答申を得ております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	支給人員 名	報酬等の種類別総額			支給総額 百万円
		固定報酬 百万円	業績連動報酬 百万円	株式報酬 百万円	
取締役 (うち社外取締役)	10 (3)	176 (27)	60 (-)	19 (-)	255 (27)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	33 (15)	- (-)	- (-)	33 (15)
合計 (うち社外役員)	14 (6)	209 (42)	60 (-)	19 (-)	288 (42)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は10名（うち社外取締役3名）であります。
2. 当事業年度末現在の監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。上記員数には、2021年3月26日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した社外監査役1名が含まれております。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
なお、当事業年度における取締役に対する使用人分給与の支給はありません。
4. 業績連動報酬に係る指標については、株主利益との連動性を明確に図ることを目的として、業績の最終結果を表す連結上の親会社株主に帰属する当期純利益を採用しております。当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の目標は中期経営計画の目標数値であり、実績は1,929百万円であります。なお、業績連動報酬に係る内容及び算定方法は、①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであります。
5. 株式報酬に係る内容及び算定方法は、①取締役の個人別の指標等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役増淵 智之氏は日本ヒューム㈱の専務取締役を、監査役鈴木 宏一氏は同社の取締役経理部長を、監査役渡邊 貴信氏は同社の執行役員営業本部副本部長をそれぞれ兼務しております。なお、日本ヒューム㈱は当社の株式を35.8%保有する大株主であります。当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役山田 雅雄氏は名古屋市立大学特任教授を兼務しております。当社と兼務先との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		活 動 状 況
取締役	増 淵 智 之	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。取締役会において、上場企業における長年の業務経験及び経営全般における幅広い見識を有しておられ、当社の経営に有益な助言や議案審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	山 田 雅 雄	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会において、名古屋市、大学教授等での豊富な経験及び幅広い見識を有しておられ、客観的な視点や幅広い視野に立って当社グループの経営に有益な助言や議案審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、報酬・指名諮問委員会の委員として公正な経営に寄与していただいております。
取締役	小 幡 康 雄	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会において、上場企業における長年の業務経験及び経営全般における幅広い見識を有しておられ、当社の経営に有益な助言や議案審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、報酬・指名諮問委員会の委員として公正な経営に寄与していただいております。
監査役	鈴 木 宏 一	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。必要に応じ、主に財務及び会計に関する専門の見地から、監査役会において会計監査人との連携及び四半期ごとの決算状況についての発言を行っております。
監査役	渡 邊 貴 信	社外監査役就任後に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。必要に応じ、主に営業及びマーケティングに関する専門の見地から、監査役会において、各部所及び子会社の受注、営業状況についての発言を行っております。

(注) 取締役会の開催回数には書面決議を含んでおりません。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,500千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、指定された財務諸表の概要レビュー及び書簡の作成業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人東陽監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める金額としております。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び社員等は、法令、定款及び「NJS倫理規程」、「NJS企業倫理行動指針」、「コンプライアンス規程」等の社内規程を順守する。

法務コンプライアンス室は、コンプライアンスに関する諸施策の立案・実施、教育研修の企画・実施・指導等を行い、内部監査部は、全社のコンプライアンスの順守状況を監査する。

「公益通報者保護規程」に基づき、法務コンプライアンス室に社内通報窓口を、顧問法律事務所に社外通報窓口を設置し内部統制の補完、強化を図る。

取締役及び社員等の法令・定款等違反行為については、取締役会規程及び賞罰規程等により厳正に処分する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し「文書管理規程」により保存し、取締役又は監査役からの閲覧要請に備える。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理規程」により、取締役である危機管理責任者が、危機の防止・排除及び不測の事態に対応できる体制を構築する。

内部監査部は、全社的リスク管理の状況をレビューし、その結果を社長及び監査役に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程、役員規程、職制規程及び取締役会で定める取締役分掌業務により、取締役と社員の職務の分掌と権限を定める。

(5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は当社を中心とする企業グループの経営を適正、円滑に行うために、グループ経営の基本方針を「NJSビジョン」に定め、以下の管理ルールに基づきグループ企業の情報を共有し、子会社の管理、指導、育成を行う。

子会社は、当社「関係会社管理規程」に基づき会社経営上の重要な事項及び重要な変更について当社に報告する。

各子会社の「公益通報者保護規程」に基づき国内子会社の社外公益通報窓口を当社法務コンプライアンス室に設置する。さらに、子会社「危機管理規程」に基づき、子会社の取締役及び社員等がリスクに関する情報を入手したときは、迅速に当該子会社の社長に伝達する。伝達を受けた子会社の社長は、その内容を当該子会社監査役及び当社に報告する。当社は、「危機管理規程」に基づき子会社のリスクに関する情報を監査役会に報告する。

子会社は、当社「関係会社管理規程」に基づき同規程の承認事項について、当社取締役会の承認を取得する。

内部監査部は、当社企業集団全体の内部監査を実施する。

(6) 財務報告の適正性を確保するための体制

内部統制の充実は、業務の適正化・効率化等を通じて業績向上に寄与するものであり、適正な会計処理に基づく信頼性のある財務報告を行うことは、当社に対する社会的な信用の維持・向上に資することから、代表取締役社長は、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」について適切な体制を整備・維持し、常に適正な財務報告を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき社員2名以上を、監査役室兼務とし監査業務の補助に当たらせる。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助者の人事異動については、監査役会の意見を尊重することとし、監査役から監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。

補助者は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

(9) 監査役への報告に関する体制

取締役及び社員等は、監査役に対して法定事項に加え、当社企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「危機管理規程」に基づく危機の発生状況・対策、「公益通報者保護規程」に基づく通報の調査結果を報告するとともに、利益の無償供与に関する資料を提出する。

また、社員等は「コンプライアンス規程」に基づき、同規程に反する事実を知ったときは、直接監査役に通報できることとする。

子会社「危機管理規程」に基づき、子会社の取締役又は社員等がリスクに関する情報を入手したときは、迅速に当該子会社の社長に伝達する。伝達を受けた子会社の社長は、その内容を当該子会社監査役及び当社に報告する。当社は、「危機管理規程」に基づき子会社のリスクに関する情報を監査役会に報告する。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「公益通報者保護規程」に基づき、会社は、通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わないこととする。さらに、会社は、通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じる。また、通報者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、取締役会規程及び賞罰規程等により厳正に処分する。

(11) 会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理する。監査役は、通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合は、担当役員に事前に通知するものとする。

(12) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、いつでも取締役及び社員等に対し事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査できる。内部監査及び監査法人による部所、子会社往査には必ず参加要請を行う。

また、監査役と代表取締役社長、関係取締役及び監査法人との意見交換会は、定期的開催する。

(13) 反社会的勢力への対応に関する事項

「反社会的勢力対応規程」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

当事業年度において取締役会を14回開催し、法令や定款に定められた事項や経営方針、経営計画の策定等の経営に関する重要事項に関する審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

(2) 監査役の職務執行

当事業年度において監査役会を13回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び経営会議等の重要な会議への出席や稟議書等の重要書類の閲覧、代表取締役、関係取締役及び会計監査人との定期的な意見交換会の開催のほか、事業所や子会社に対して監査役監査を実施することにより、取締役の職務執行、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

(3) 子会社における業務の適正の確保

「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営上及び業務上の重要事項については、当社の取締役会で承認しております。また、報告事項については、定期的に報告を受けております。

内部監査部は、子会社の監査を実施し、適切に指示及び指導等を行いました。

(4) コンプライアンス

当社及び子会社の管理職を対象としたコンプライアンス研修会や当社及び子会社の全社員を対象としたコンプライアンス勉強会の定期的な開催等により、法令や社内規程等を順守するための取り組みを行いました。

当社法務コンプライアンス室にホットライン（通報窓口）を設置し、当社及び子会社の社員等が情報提供・相談できる体制を構築しています。また、ホットライン利用者（通報者）が、不利益を被らないよう厳格な措置を講じることで、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	
流 動 資 産	21,700,121	流 動 負 債	4,832,152
現金及び預金	13,460,637	業務未払金	1,140,954
受取手形及び完成業務未収入金	3,316,142	1年内返済予定の長期借入金	2,856
未成業務支出金	4,489,659	未払法人税等	611,599
その他の	459,626	未成業務受入金	720,984
貸倒引当金	△25,944	賞与引当金	659,995
固 定 資 産	5,815,966	役員株式給付引当金	14,170
有 形 固 定 資 産	2,640,782	受注損失引当金	28,374
建物及び構築物	910,171	損害補償損失引当金	78,800
機械装置	12,788	その他の	1,574,417
車両運搬具	3,075	固 定 負 債	1,178,329
工具、器具及び備品	119,416	長期未払金	39,809
土地	1,446,831	長期借入金	1,436
建設仮勘定	148,500	繰延税金負債	7,879
無 形 固 定 資 産	449,222	役員退職慰労引当金	25,505
ソフトウェア	430,807	役員株式給付引当金	26,140
電話加入権	18,366	退職給付に係る負債	898,727
その他の	48	資産除の	108,178
投資その他の資産	2,725,960	負債合計	6,010,482
投資有価証券	1,255,384	純 資 産 の 部	
長期預金	127,237	株 主 資 本	21,075,066
繰延税金資産	749,161	資 本 金	520,000
その他の	645,128	資 本 剰 余 金	300,120
貸倒引当金	△50,952	利 益 剰 余 金	21,061,671
資 産 合 計	27,516,087	自 己 株 式	△806,724
		その他の包括利益累計額	379,943
		その他の有価証券評価差額金	442,578
		為替換算調整勘定	△38,757
		退職給付に係る調整累計額	△23,877
		非支配株主持分	50,595
		純 資 産 合 計	21,505,605
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	27,516,087

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	19,315,097
売上原価	11,740,404
売上総利益	7,574,693
販売費及び一般管理費	4,815,885
営業利益	2,758,808
営業外収益	
受取利息	10,717
受取配当金	29,917
貸倒引当金戻入額	21,460
為替差益	27,272
その他	11,108
営業外費用	
支払利息	47
経常利益	2,859,235
特別利益	
固定資産売却益	27
受取保険金	59,000
受取和解金	40,627
特別損失	
固定資産除売却損	4,424
投資有価証券評価損	25,165
損害補償損失引当金繰入額	78,800
税金等調整前当期純利益	2,850,500
法人税、住民税及び事業税	863,024
法人税等調整額	56,026
当期純利益	1,931,449
非支配株主に帰属する当期純利益	1,975
親会社株主に帰属する当期純利益	1,929,474

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年1月1日残高	520,000	300,120	19,706,015	△806,551	19,719,583
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△573,819		△573,819
親会社株主に帰属する当期純利益			1,929,474		1,929,474
自己株式の取得				△172	△172
連結子会社の増加による 非支配株主持分の増減					—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,355,655	△172	1,355,482
2021年12月31日残高	520,000	300,120	21,061,671	△806,724	21,075,066

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2021年1月1日残高	512,576	△76,984	△15,979	419,613	18,619	20,157,816
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△573,819
親会社株主に帰属する当期純利益						1,929,474
自己株式の取得						△172
連結子会社の増加による 非支配株主持分の増減					30,000	30,000
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△69,998	38,226	△7,898	△39,669	1,975	△37,693
連結会計年度中の変動額合計	△69,998	38,226	△7,898	△39,669	31,975	1,347,788
2021年12月31日残高	442,578	△38,757	△23,877	379,943	50,595	21,505,605

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株式会社N J S
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 安 達 博 之
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 三 宅 清 文
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社N J Sの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社N J S及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査役会監査報告書

2022年2月22日

株式会社N J S 監査役会

常勤監査役 寺山 寛 ㊟
社外監査役 鈴木 宏一 ㊟
社外監査役 渡邊 貴信 ㊟

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関して、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部 額		負 債 の 部 額	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	20,225,878	流 動 負 債	4,671,813
現金及び預金	12,652,804	業務未払債	1,281,272
完成業務未収入金	2,871,443	未払債	1,863
未成業務支出金	4,252,695	未払費用	706,017
前渡金	24,562	未払法人税等	118,563
前払費用	69,139	未払消費税	592,723
関係会社短期貸付金	16,239	未払業務受入	249,696
その他の	338,994	前受り	679,568
固 定 資 産	6,425,775	前受り	264,166
有 形 固 定 資 産	2,535,147	賞与引当金	10,123
建物	904,461	役員株式給付引当金	628,393
構築物	0	株主損害補償引当金	14,170
機械装置	4,120	その他引当金	28,374
工具、器具及び備品	90,996	固定負債	78,800
土地	1,387,068	長期未払債	18,079
建設仮勘定	148,500	長期リース債	39,809
無 形 固 定 資 産	436,663	退職給付引当金	776
ソフトウェア	419,616	役員株式給付引当金	864,312
電話加入権	16,998	資産除去債	26,140
その他の	48	長期預り保証	88,855
投資その他の資産	3,453,964	負 債 合 計	5,759,538
投資有価証券	531,950	純 資 産 の 部	
関係会社株式	1,596,318	株 主 資 本	20,450,663
関係会社長期貸付金	198,425	資 本 金	520,000
長期前払費用	16,099	資 本 剰 余 金	300,120
繰延税金資産	705,707	資 本 準 備 金	300,120
敷金及び保証金	438,128	利 益 剰 余 金	20,437,268
その他の	58,286	利 益 準 備 金	38,500
貸倒引当金	△90,952	そ の 他 利 益 剰 余 金	20,398,768
資 産 合 計	26,651,653	別 途 積 立 金	13,170,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	7,228,768
		自 己 株 式	△806,724
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	441,451
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	441,451
		純 資 産 合 計	20,892,114
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	26,651,653

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	17,459,977
売上原価	10,476,781
売上総利益	6,983,195
販売費及び一般管理費	4,357,112
営業利益	2,626,083
営業外収益	
受取利息	12,559
受取配当金	29,835
為替差益	29,511
その他	11,756
経常利益	83,663
特別利益	2,709,746
受取保険金	59,000
受取和解金	40,627
特別損失	
固定資産除売却損	4,424
投資有価証券評価損	25,165
損害補償損失引当金繰入額	78,800
繰入額	108,390
税引前当期純利益	2,700,984
法人税、住民税及び事業税	818,345
法人税等調整額	54,802
当期純利益	1,827,835

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
2021年1月1日残高	520,000	300,120	38,500	13,170,000	5,974,751	19,183,251	△806,551	19,196,819
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△573,819	△573,819		△573,819
当期純利益					1,827,835	1,827,835		1,827,835
自己株式の取得							△172	△172
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）								—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	1,254,016	1,254,016	△172	1,253,844
2021年12月31日残高	520,000	300,120	38,500	13,170,000	7,228,768	20,437,268	△806,724	20,450,663

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	
2021年1月1日残高	511,746	19,708,565
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△573,819
当期純利益		1,827,835
自己株式の取得		△172
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	△70,295	△70,295
事業年度中の変動額合計	△70,295	1,183,548
2021年12月31日残高	441,451	20,892,114

(注) 金額単位は千円未満を切り捨てて記載しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株式会社N J S
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 安 達 博 之
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 三 宅 清 文
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社N J Sの2021年1月1日から2021年12月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区芝浦一丁目1番1号

浜松町ビルディング 14階 当社会議室



交通の
ご案内

JR 山手線・京浜東北線／モノレール **「浜松町駅」 南口** から徒歩**7分**

都営大江戸線／浅草線 **「大門駅」 B2** 出口から徒歩**12分**

ゆりかもめ **「日の出駅」 西口** から徒歩**10分**

